

- ・障害者の法定雇用率、段階的に引上げ
- ・雇用保険の手続漏れはありませんか？  
～お知らせはがきでご確認を～

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## ※障害者の法定雇用率、段階的に引上げ

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び施行規則が2023年3月1日に改正公布され、**2024年4月**から障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。

### 障害者雇用率

	2023年度	2024年4月	2026年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<b>2.5%</b> ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	37.5人以上

2024年度分の障害者雇用納付金について新しい法定雇用率(2.5%)で算定

申告期間  
2025.4.1～2025.5.15

### 障害者雇用対象事業主の義務

- ◆毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

### 除外率の引下げ

除外率が**2025年4月1日**から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外)

除外率設定業種 (一部抜粋)	現在	2025年4月
・建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業(信書便事業を含む)	20% ⇒	<b>10%</b>
・鉄道業・医療業・高等教育機関・介護老人保健施設・介護医療院(※)	30% ⇒	<b>20%</b>
・金属鉱業・児童福祉事業	40% ⇒	<b>30%</b>

(※)以下は新規追加  
・介護老人保健施設  
・介護医療院

### 障害者雇用における障害者算定方法の変更

#### 精神障害者の算定特例の延長 (2023年4月以降)

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

#### 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定 (2024年4月以降)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

## ※雇用保険の手続漏れはありませんか？～お知らせはがきでご確認を～

先日、雇用保険被保険者数お知らせのはがきが届いたのですが、何か対応が必要でしょうか。



①

こちらのはがきは厚生労働省から、全ての雇用保険適用事業所へ送付されているもので、2024年3月送付分については、2023年11月末時点の雇用保険被保険者数が明記されています。記載の被保険者数と、実際の被保険者数が一致しない場合は、手続漏れの可能性があります。

被保険者数は2023年11月30日までに届出のあった人数のため、12月以降に届出されたものについては反映されていません。 ※はがきは再発行できませんのでご注意ください。



②

人数しか記載されていないので、誰が取得できているのかわからないですね。ハローワークに電話したら教えてもらえるのでしょうか。



③

ハローワークは個人情報に関する照会について電話で回答してくれません。事業所を管轄するハローワークの窓口へこのはがきを提出するか、はがきを郵送提出すると、提示日時点の被保険者リストを入手できます。はがき提出の際は、事業主(当該事業所の従業員を含む)であることが確認できる書類が必要です。

- 事業主: 名刺、社員証、身分証明書(運転免許証等)
- 従業員: 名刺、社員証、事業主が作成した事業所の職員であることの証明書等



④

リストを確認したところ、1年前の取得が漏れていました。今からでも手続可能でしょうか。



⑤

取得は原則2年まで遡って手続可能です。また、雇用保険料を天引きしていたことが賃金台帳等で確認できる場合には2年を超えて遡って手続することが可能です。

手続にあたっては、労働者名簿、賃金台帳、雇用契約書、出勤簿、タイムカードなどの確認書類が必要です。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2024.03.18

NK-GROUP  
イラスト協力: WANPUG